

掲載は共同です

申込時  
本人情報のみを記載していただくことになります

### 旅行者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されず。

令和 年 月 日

記

[掲載順序]

①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあつては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあつては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登

録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）

⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあつては、取戻しをしようとする営業保証金の額）

⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあつてはその代表者の氏名

\*冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C ①生活協同組合 ②第2種旅行業 ③福島県知事登録旅行業第2一 号 ④生活協同組合 福島市森合字 理事長 ⑤ 旅行センター 福島市大森字 ⑥昭和62年8月7日 ⑦平成17年7月28日 ⑧1100万円 ⑨福島県知事 ⑩福島市森合字 生活協同組合 理事長

B ①有限会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3一 号 ④有限会社 東京都品川区 代表取締役 ⑤本社営業所 東京都品川区 ⑥平成14年5月14日 ⑦平成17年8月9日 ⑧250万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都品川区 有限会社 代表取締役

B ①有限会社 ②第3種旅行業 ③神奈川県知事登録旅行業第3一 号 ④有限会社 神奈川県横浜市西区 代表取締役 ⑤本社営業所 神奈川県横浜市西区 ⑥平成9年9月22日 ⑦平成17年7月21日 ⑧250万円 ⑨神奈川県知事 ⑩神奈川県横浜市西区 有限会社 代表取締役

C ①有限会社 ②第3種旅行業 ③愛知県知事登録旅行業第3一 号 ④有限会社 愛知県津島市昭和町 代表取締役 ⑤本社営業所 愛知県津島市昭和町 ⑥平成17年7月28日 ⑦300万円 ⑧愛知県知事 ⑨愛知県津島市昭和町 有限会社 代表取締役

A ①株式会社 ②第2種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第2一 号 ④株式会社 大阪府池田市 代表取締役 ⑤本社営業所 大阪府池田市 ⑥平成3年8月26日 ⑦平成17年8月3日 大阪府知事登録旅行業第3一 号 ⑧350万円 ⑨大阪府知事 ⑩大阪府池田市 株式会社 代表取締役

B ① 有限会社 ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3一 号 ④ 有限会社 大阪市浪速区 代表取締役 ⑤ 有限会社 大阪市浪速区 ⑥平成4年8月3日 ⑦平成15年8月3日 ⑧250万円 ⑨大阪府知事 ⑩大阪市浪速区 有限会社 清算人

B ①株式会社 ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3一 号 ④株式会社 大阪市東成区 代表取締役 ⑤ 営業所 大阪市北区 ⑥平成14年2月6日 ⑦平成17年7月27日 ⑧250万 ⑨大阪府知事 ⑩大阪市東成区 株式会社 代表取締役

B ①有限公司 ②第3種旅行業 ③広島県知事登録旅行業第3一  
号 ④有限公司 広島県広島市中区 代表取締役 ⑤  
有限公司 広島県広島市中区 ⑥平成12年9月27日 ⑧  
平成17年7月5日 ⑩250万円 ⑪広島県知事 ⑫広島県広島市中区 有限公司  
代表取締役

C ① ②第3種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第3一 号 ④ 福岡  
県福岡市南区 ⑤本社営業所 福岡県福岡市博多区  
⑥平成17年2月7日 ⑨平成17年7月28日 ⑩300万円 ⑪福岡県知事 ⑫福岡県  
福岡市南区

B ① ②第3種旅行業 ③大分県知事登録旅行業第3一 号 ④ 大分県  
大分郡 ⑤ 大分県大分郡湯布院町  
1 ⑥平成16年10月15日 ⑧平成17年7月21日 ⑩250万円 ⑪大分県知事 ⑫大分県大分郡湯布院